

# 働き方改革への対応、待ったなし！

～人手不足時代に対応するための手法を、簡潔に分かりやすく解説します～

「働き方改革関連法」が4月1日より施行されました。「長時間労働の是正」「多様で柔軟な働き方の実現」「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」を3本柱としています。特に、長時間労働規制については、30万円以下の罰則規定も設けられており、就業規則の改定や36協定の様式変更等、中小企業においても、その対応には万全の事務体制とコンプライアンスが求められています。

## 人材不足が深刻化：今後の経営に「影響がある」が9割

出典：（一社）日本能率協会調査

今後の経営に影響を及ぼすと思われる要因について、どの程度の影響があるかを尋ねたところ、「非常に影響がある」と答えた比率が高い項目は、「人材採用難」（31.2%）と「人件費高騰」（21.8%）であった。

いずれも「やや影響がある」までを含めると、9割を超える企業が「影響がある」と回答しており、「現在」の経営課題として「人材の強化」の重要度が高まっているとおり、経営にとって、人材不足の問題が深刻化していることが浮かび上がっています。

「働き方改革関連法」の基本的内容は知っているものの、具体的作業や労務管理体制の整備に負担を感じている事業所も多いことと存じます。本セミナーは、県内中小企業が円滑に「働き方改革」を実現するための手法と体制構築について、理解を進めて頂くことを目的に実施するものです。

## 【開催要領】

- ◆ **開催日時**：令和元年8月7日（水）14：00～17：00
- ◆ **開催場所**：「アートホテル盛岡（旧：ホテル東日本 盛岡）」末広の間  
（盛岡市大通3丁目3-18 TEL：019-625-2131）
- ◆ **テーマ①**：「働き方改革」を実現するための具体的手法  
**講師**：（一社）働き方改革支援コンサルタント協会 代表理事 萩原 京二 氏(社会保険労務士)
- ◆ **テーマ②**：「岩手働き方改革推進支援センター」のご活用について  
**講師**：岩手働き方改革推進支援センター 派遣講師(社会保険労務士)
- 【主な内容】 ・働き方改革とは？ ・働き方改革10のテーマ ・働き方改革に活用できる助成金  
・業界団体向けの助成金 ・助成金を活用して人材を確保する方法  
・労働時間を改善する方法 ・賃金制度を見直す方法
- ◆ **申込方法**：裏面の参加申込用紙に所定事項を記載のうえ、**8月2日（金）**までに、FAXまたは郵送にてお申し込みください。

～ 主催・お申込・お問合せ先 ～



岩手県中小企業団体中央会

（お問合せ先：連携支援部 担当 菅原）

〒020-0878 盛岡市肴町4-5 岩手酒類卸ビル2階（TEL：019-624-1363 FAX:019-624-1266）

# 「働き方改革」対応セミナー

## 参加申込書

岩手県中小企業団体中央会 連携支援部（担当：菅原）宛  
（FAX: 0 1 9 - 6 2 4 - 1 2 6 6）

●所属：

●担当者名：

●電話番号：

下記により参加を申し込みます。

記

参加者氏名	役職名	備考
フリガナ -----		
フリガナ -----		

セミナー終了後の個別相談の希望

1. 希望する      2. 希望しない

【通信欄】 ※) 相談事項や質問事項がありましたらご記入ください